

地域の感染レベルが3の学校

うるま市与勝高校地区の感染レベル3-②(R4.1月5日現在)

学校への欠席の連絡は保護者で確実にお願いします。また、校区内の幼・小・中で連携体制をとっており、欠席について確認しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

発熱・だるさ・かぜ症状(頭痛・鼻水・咳・咽頭痛など)・腹痛や下痢など

かかりつけ医または医療機関を受診する

受診ありの場合

医師の指示に従い^{*}、自宅にて休養する。その旨を学校(担任)へ連絡をする(その期間は、出席停止扱い)。

受診なしの場合

解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱やかぜ症状の消失から72時間(3日間)は、自宅にて休養すること(その期間は、出席停止扱い)。

※ 受診の際は、医療機関へ事前に電話連絡をして、相談しましょう。

- ※ 医師の指示に従い^{*}...再登校の基準について必ず医師に確認し、その指示に従うこと。
※指示がない場合は、72時間(3日間)の出席停止。
- ※ 受診しなかった場合...解熱剤などを服用せずに、発熱やかぜ症状の消失から72時間(3日間)経過してから登校すること。
※ 本人は3日間、兄弟に関しては、症状がなくなれば登校可能

また、下記の条件で欠席する場合も出席停止になります。

- *家族、兄弟姉妹にPCR検査を受ける人がいる場合、検査結果がわかるまでは児童は自宅待機です。
- *兄弟姉妹で学校PCR検査で濃厚接触者にあたる人がいる場合も、検査結果がわかるまで児童は自宅待機です。

◎土日、祝日などに児童生徒及び同居家族が新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者となった場合は、速やかに下記までご連絡ください。なお、内容及び個人情報はお守りいたします。

*** うるま市役所(098-974-3111 警備員対応) ***

教保第1593号
令和4年1月12日

各県立学校長 殿

県教育庁保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)

発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について(依頼)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。本県においては、令和4年1月9日から「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりましたが、年末年始からの本県新型コロナウイルス感染症新規感染者数の急増に伴い、児童生徒等の感染者数等も第5波以上に増加しております。

このような状況であっても、地域の社会経済活動が継続している場合、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続する必要があることから、各学校においては、発熱や風邪症状を有する児童生徒等については、下記のとおり、医療機関を受診するよう御指導をお願いします。

なお、本通知は、令和3年4月12日付け教保第87号「緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について(依頼)」による通知内容と同様の措置であることを申し添えます。

記

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置である。

1 対象 全県立学校

2 期間 本日から当面の間

3 対応方法

(1) 上記理由で学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、当該児童生徒等及び保護者に対し、かかりつけ医や医療機関を受診するよう勧める。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認させ、その指示に従うよう指導する。

「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するよう伝える。また、医師に自宅療養を指示された期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。

(3) 受診しなかった児童生徒等への対応について

発熱等の風邪症状を有する者は、原則として医療機関の受診を勧めることとするが、受診しなかった児童生徒等については、事前に学校医と相談した上で、2の期間は、下記の対応としても差し支えないこととする。

再登校に際しては、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過していること。

※ 上記については、令和3年8月18日付け教保第873号「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」P2～3の2.(1)②を参考に作成している。

※ 上記期間は「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。

4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について

上記証明は全て不要であり、保護者等から口頭にて確認すること。